

ウェルビーイングや学びへのモチベーションの評価および効果測定業務委託
企画提案競技実施要領

1 趣旨

秋田県立高等学校等における「ネクストハイスクール構想」等に基づく教育プログラム（類型 1～3：地域産業を支える人材育成、理数系・イノベーション人材育成、多様な学習ニーズへの対応等）の実施に伴い、生徒の主体的幸福感（ウェルビーイング）や学びへのモチベーションを多角的に評価・検証する。

また、客観的根拠に基づく政策立案（EBPM）の観点から、データ分析結果を用いたカリキュラム改善への助言や、教職員への伴走支援を行い、変化の激しい社会においても持続的に機能する教育モデルの最適化と、事業終了後の自律的運用（自走）体制の構築を図ることを目的とする。

本業務の事業者選定にあたっては、費用面のみならず、導入目的を達成し得る機能などを総合的に評価する必要があることから、企画提案競技方式により行うものであり、その必要事項を定める。

2 名称及び概要

（1）名称

ウェルビーイングや学びへのモチベーションの評価および効果測定業務委託

（2）内容

ウェルビーイングや学びへのモチベーションの評価および効果測定業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

（3）委託者

秋田県

（4）契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

3 契約上限金額

上限金額は、9, 6 1 4, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

ただし、この金額は契約時の予定金額を示すものではなく、事業の規模を示すものである。

4 事務局

秋田県教育庁高校教育課 調整・企画チーム

住 所 〒010-8580 秋田県秋田市山王三丁目 1 番 1 号

電 話 018-860-5161

F A X 018-860-5808

5 参加資格

企画提案競技に参加しようとする者は、次の要件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く）でないこと。
- (3) 公募期間中に国又は地方公共団体により指名停止を受けていないこと。
- (4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体又は暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。
- (5) 仕様書の「8 委託先の要件」を満たすこと。

6 企画提案書の作成及び提出

- (1) 企画提案書及び必要書類の提出をもって、参加表明とする。
- (2) 提案は1案に限る。（複数の提案は不可。）
- (3) 提出書類
 - ①参加資格説明書（様式第1号）
 - ②受注実績整理表（様式第2号）（確認のための契約書等の写しを添付すること。）
 - ③企画提案書（様式第3号）
 - ④企画提案書添付書類（任意様式）
 - ⑤委託経費総額（消費税及び地方消費税を含む。）（任意様式）
- (4) 企画提案書の記載項目及び枚数等
 - ①仕様書の具現化に関する企画提案内容及び本業務の履行計画を記載すること。
 - ②添付書類を含め30枚以内にまとめること。
 - ③製本の方法は自由とするが、書類が容易に離散しないように閉じること。
- (5) 提出部数及び留意事項
 - ①正本1部、副本5部
 - ②正本には代表者の印鑑を押印すること。
- (6) 提出方法及び場所
 - 4の事務局に持参又は郵送すること。
- (7) 提出期限
 - 令和8年11月4日（水）から令和8年11月18日（水）までの午前9時00分から午後

５時１５分（郵送による場合には、簡易書留によることとし、同日午後５時１５分まで必着）とする。

7 仕様書等関係書類の交付期間及び交付方法

（１）交付期間

公告の日から令和８年１１月１８日（水）までの午前９時００分から午後５時１５分まで

（２）交付方法

４の事務局において交付するほか、秋田県公式ＷＥＢサイト「美の国秋田ネット」からダウンロードすることができる。

8 提案に係る質疑応答

（１）提出形態

会社名、担当者の所属・氏名、電話・ＦＡＸ番号、メールアドレス、質問内容及び質問内容を端的に表す題を明記した書面による。

（２）提出方法及び場所

４の事務局に持参、郵送又は電子メール送信によること。

（３）受付期間

令和８年１１月２日（月）午後５時１５分まで

（４）回答方法

美の国あきたネットにより、令和８年１１月４日（水）までに質問及び内容を公開する。なお、回答内容は本要領及び仕様書の追加又は修正とみなすこと。

（５）その他

企画提案書に関する事項について、事務局に対する照会及び連絡等は、この要領に定める手続き以外は受理しない。

9 委託予定者の選定

（１）選定方法

秋田県教育庁高校教育課内に設置するウェルビーイングや学びへのモチベーションの評価および効果測定業務委託企画提案競技審査委員会において、次により選定する。

①企画提案内容を審査基準に基づき審査し、最も優れた提案者を選定して委託予定者とする。

ただし、選定された者が辞退するか、又は５の要件を満たさなくなった場合には、次点の者を選定することができる。

②提案内容の審査にあたっては、企画提案書類の提出状況等に応じて、ヒアリング審査を実施するか、又は提出書類による審査（書面審査）のみとするかを企画提案応募後に決定する。

③ヒアリング審査を実施する場合は、その実施日時、場所および実施方法等について、事務局

から応募者に別途通知する。なお、ヒアリング時の説明者は、必要に応じてプロジェクタ等を使用して視覚的に提案内容を説明することができる。

④書面審査のみとする場合は、その旨を事務局から応募者に通知する。

(2) 審査基準

「ウェルビーイングや学びへのモチベーションの評価および効果測定業務委託企画提案競技審査基準」のとおり。

(3) 選定の時期

令和8年11月下旬までに選定する。

(4) 審査結果の通知

提案者には、提案内容の審査後、速やかに採否の結果を書面により通知する。

10 契約の締結

審査会で選定された最優秀提案者を契約予定事業者とし、提案書を踏まえ予算の範囲内で契約内容を決定する。契約内容決定後、契約予定事業者と随意契約手続きに入る。

11 その他

(1) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本語通貨に限る。

(2) 提案に係る一切の経費については提案者の負担とする。

(3) 提案が次の条件の一つに該当する場合には、審査の対象から除外する。

①虚偽の内容が記載されている文書

②関係者に対し、工作等不当な活動を行ったと認められる者

③定めた提出方法、提出先又は期限に適合しない企画提案書

(4) 提出期限以降の企画提案書の差替又は再提出は認めない。

(5) 提出された企画提案書は返却しない。

(6) 提出された企画提案書の機密保持には十分配慮する。

(7) 委託予定者の提案内容は、必要に応じて秋田県と委託予定者との協議により、内容を追加、変更又は削除することがある。